

令和3年群馬東部水道企業団議会
2月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和3年群馬東部水道企業団議会2月定例会会議録

令和3年2月5日（金曜日）

1 出席議員 12名

1番 久保田 俊	2番 大川 陽一
3番 木村 康夫	4番 野村 晴三
5番 斉藤 貢一	6番 大澤 映男
7番 杉山 英行	8番 延山 宗一
9番 田口 晴美	10番 柿沼 英己
11番 須田 敏彦	12番 神谷 長平

2 説明のために出席したもの 11名

企業長 清水 聖義	副企業長 須藤 和臣
副企業長 須藤 昭男	副企業長 金子 正一
局長 篠木 達哉	次長 小郷 隆士
次長 落合 利充	次長 百瀬 光宏
総務課長 奥川 靖	企画課長 鈴木 徹哉
工務課長 小井土 健之	

3 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長 吉田 稔	
書記 楠木 堅介	書記 桑子 久美子
書記 青柳 淳	

議事日程（第1号）

令和3年2月5日 午後2時30分開議

群馬東部水道企業団議会議長 久保田 俊

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第1号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第 4 議案第2号 群馬東部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
議案第3号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第4号 群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について
- 第 5 議案第5号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 6 議案第7号 令和2年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第8号 令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会

午後2時30分開会

議長（久保田俊） 只今から告示第2号をもって招集されました令和3年群馬東部水道企業団議会2月定例会を開会いたします。

◎開 議

議長（久保田俊） これより本日の会議を開きます。

◎日 程

議長（久保田俊） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

◎会期の決定

議長（久保田俊） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（久保田俊） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

議長（久保田俊） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番、大川陽一議員、3番、木村康夫議員を指名いたします。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

◎除斥

議長（久保田俊） 地方自治法第117条の規定により、9番、田口晴美議員の退席を求めます。

(田口議員退席)

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、直ちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(清水企業長挙手)

企業長（清水聖義） 議案第1号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本企业団規約に基づき企業団議員の中から選任されておりました延山監査委員より3月31日付の退職願が提出され了承いたしました。

その後任として、人格、識見ともに優れ、経験豊かな田口晴美議員を選任致したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく提案申し上げます次第でございます。

以上、議案第1号についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。
本案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり認定されました。

◎除斥の解除

議長（久保田俊） 9番、田口晴美議員の入場を求めます。

（田口議員入場）

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第4、議案第2号から第4号までの3議案を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（篠木局長挙手）

議長（久保田俊） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案書の2ページをお開き願います。

議案第2号、群馬東部水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、デジタル時代に向けた規制及び制度の見直しの一環として、押印の廃止を行うため、本条例の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を公布の日と定めるものでございます。

次に議案書の3ページ、議案第3号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されたことから、本条例の所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、会計年度任用職員の給与の種類、支給方法等を新たに規定するものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

次に議案書の5ページ、議案第4号、群馬東部水道企業団個人情報保護条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、企業団が保有する特定個人情報の情報提供などが適正に行われるよう、本条例の整備を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を公布の日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） 議事の都合により、議案第2号から第4号までの3議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。

最初に、議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第5、議案第5号及び議案第6号の2議案を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(篠木局長挙手)

議長（久保田俊） 篠木局長。

局長（篠木達哉） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

議案第5号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、当企業団が共同設置している群馬県市町村公平委員会について、沼田市他10団体が加入することに伴い、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更が必要となりましたので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案書の10ページ、議案第6号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。

本案は、当企業団が加入する群馬県市町村総合事務組合において、令和3年4月1日から館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、議会議員等の公務災害に対する補償事務の共同処理を行うため、群馬県市町村総合事務組合規約の変更が必要となりましたので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） 議事の都合により、議案第5号及び議案第6号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。最初に議案第5号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（久保田俊） 次に議案第6号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程第6、議案第7号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（篠木局長挙手）

議長（久保田俊） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案第7号、令和2年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページ及び別冊①の「令和2年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」の1ページをお開き願います。

まず、第1条は、総則でございます。第2条は、各業務における予定量を補正するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、水道料金及び加入金等の収入減少により、1億7,405万円を減額補正し、支出では、業務委託に係る経費等の減少によ

り、4, 782万1千円を減額補正するものでございます。

また、第4条の資本的収入及び支出は、支出において、建設改良費の削減により、9, 585万6千円を減額補正するものでございます。なお、収入から支出を差し引いた不足額は、第4条本文に記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものでございます。

2ページ以降は、補正予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（久保田俊） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長（久保田俊） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（久保田俊） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長（久保田俊） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（久保田俊） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案上程

議長（久保田俊） 次に、日程7、議案第8号を議題といたします。

◎提案理由の説明

議長（久保田俊） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（篠木局長挙手）

議長（久保田俊） 篠木局長。

局長（篠木達哉） 議案第8号、令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の13ページ及び別冊②の「令和3年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算」の1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。第2条は、業務の予定量を定めるもので、(1)では、年度末の給水戸数を、(2)では、年間総給水量を、また、(4)では、主要な建設改良事業の事業費を定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、総額106億9,633万7千円を計上するとともに、支出では、総額91億8,791万1千円を計上するものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、収入では、総額39億949万6千円を計上し、支出では、総額102億4,158万6千円を計上するものでございます。なお、収入から支出を差し引いた不足額、63億3,209万円は、第4条本文に記載のとおり、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填するものでございます。

第5条は、企業債の借入限度額を、20億円と定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を、9億円に定めるものでございます。

第7条は、支出の流用が可能な科目について、第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、また、第9条は、たな卸資産購入限度額について、定めるものでございます。

3ページ以降は、予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎質 疑

議長（久保田俊） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(久保田俊) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論

議長(久保田俊) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎表 決

議長(久保田俊) これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(久保田俊) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会

議長(久保田俊) 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

最後に、清水企業長からご挨拶があります。

企業長(清水聖義) 今日は、スムーズに進行していただきありがとうございました。令和3年度の当初予算をはじめ、多数の議案に対して、慎重なご審議をいただき、また、ご賛同いただきまして、ありがとうございました。

来年度の当初予算がまとまったわけですが、限られた予算であり、キャッシュフローが成り立たなくなるという状況は非常に厳しいと常に思っておりますし、また、収益が上がるか上がらないかは企業団運営において、非常に大事なことであります。

これから水道料金の統一をしていく。そのなかで、ご承知の通り、現在、大泉町においては、非常に安い価格で供給しております。そのような状況を含めて、一定の基

準を審議会の方々に協議していただいておりますが、料金値上げは、究極の決断であります。出来るだけ遅くあるいは、出来るだけ少ない幅の値上げで済むように我々も努力しなければならないと思っております。なかでも、建設事業については、約70億円の事業が、毎年行われているのですが、落札率が高ければ結果として、料金の値上げにつながると考え注視しております。できるだけ適切な価格で工事を請けていただくことも大事であり、利用者直結であることを念頭に私たちも工事を発注していくことが大事であると思っております。これからも、皆さま方に、ご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルスですが、太田市が一時ものすごく感染者数が増え伊勢崎市の感染者数を超えてしまうのではと思っておりましたが、今では、だいぶ少なくなりました。是非、皆様方におかれましても、健康に留意していただき、みんなで努力しコロナウィルスを抑制していければと思っております。

以上でご挨拶とさせていただきますが、今日の審議が十分に行われ、また、全部賛成をいただきまして、心からありがとうございました。

以上を申し上げまして、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田俊） これをもって閉会と致します。

大変ありがとうございました。

午後2時48分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

久保田 俊

群馬東部水道企業団議会議員

大川 陽一

群馬東部水道企業団議会議員

木村 康夫